

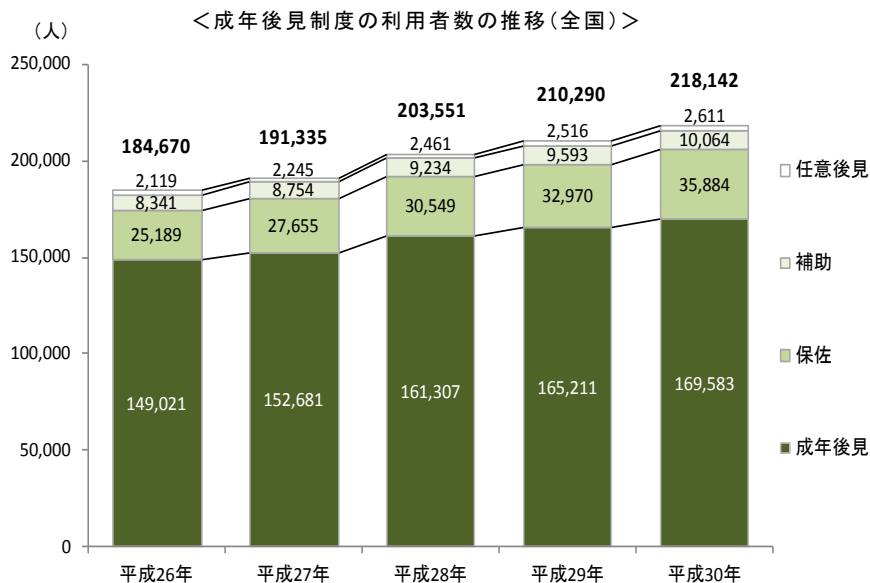
武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画 策定にあたって

令和元年6月

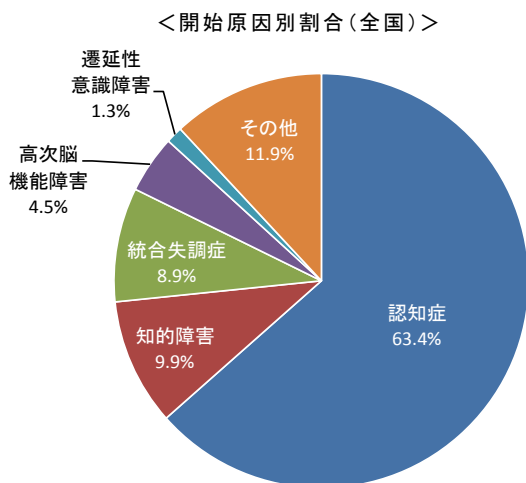
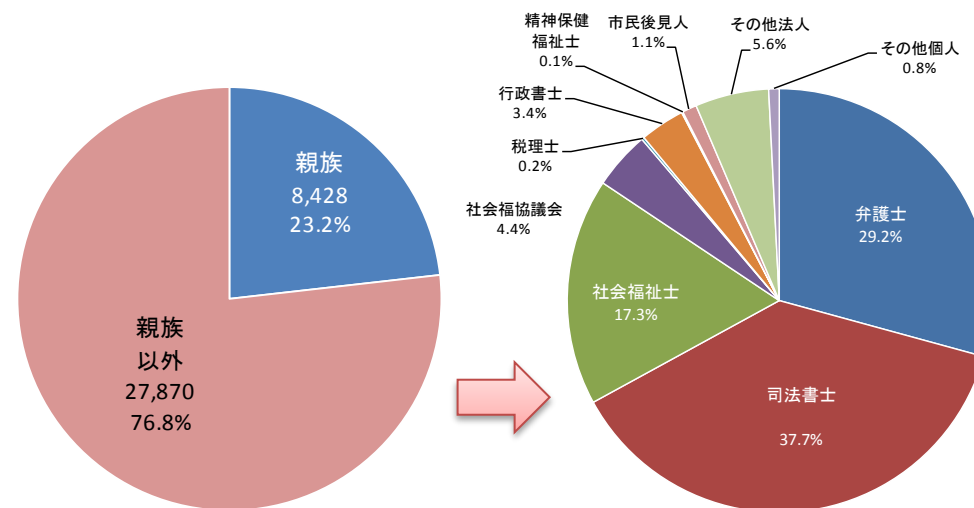
武蔵野市

1 成年後見制度を取り巻く状況（平成30年 全国値）

● 成年後見制度利用者数は 21 万 8 千人を超え、増加傾向。後見人等は「親族以外」が 76.8%を占める。



＜後見人等と本人との関係（2区分）（全国）＞



- 平成 30 年 12 月末日時点における成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で 218,142 人、対前年比約 3.7%の増加となっています。
- 開始原因としては、認知症が最も多く全体の約 63.4%を占めています。
- 成年後見人等（成年後見人，保佐人及び補助人）と本人との関係は、「親族以外」が全体の約 76.8%と多く、「親族」（23.2%）を上回っています。

（注）開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。

（注）弁護士，司法書士，税理士及び行政書士の数値は，各法人をそれぞれ含んでいる。

（注）本人との関係については、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合は複数の「関係別」に該当する。

資料：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況 -平成 30 年 1 月～12 月-」（各年 12 月末日現在）

全国的な課題

- 認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていく
- 成年後見制度の利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない
- 後見・保佐・補助と3つの類型がある中で、後見類型の利用者の割合が全体の約80%を占めている
 - ⇒ 現状では、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていない
- 親族よりも法律専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっている
- 中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもある
- 後見等の開始後に、本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていない
- 家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難
 - ⇒ 成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多い
- 財産保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠ける
 - ⇒ 本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要がある

法律の制定

平成28年5月「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）施行



（第14条）市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める

（第15条）都道府県は、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努める

基本計画の策定

平成29年3月「成年後見制度利用促進基本計画」策定（閣議決定）

2 国の成年後見制度利用促進基本計画の主なポイント

- ・計画の対象期間：概ね5年間（平成29年度～令和3年度）
- ・基本的な考え方：
 - ①ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
 - ②自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）
 - ③財産管理のみならず、身上保護も重視

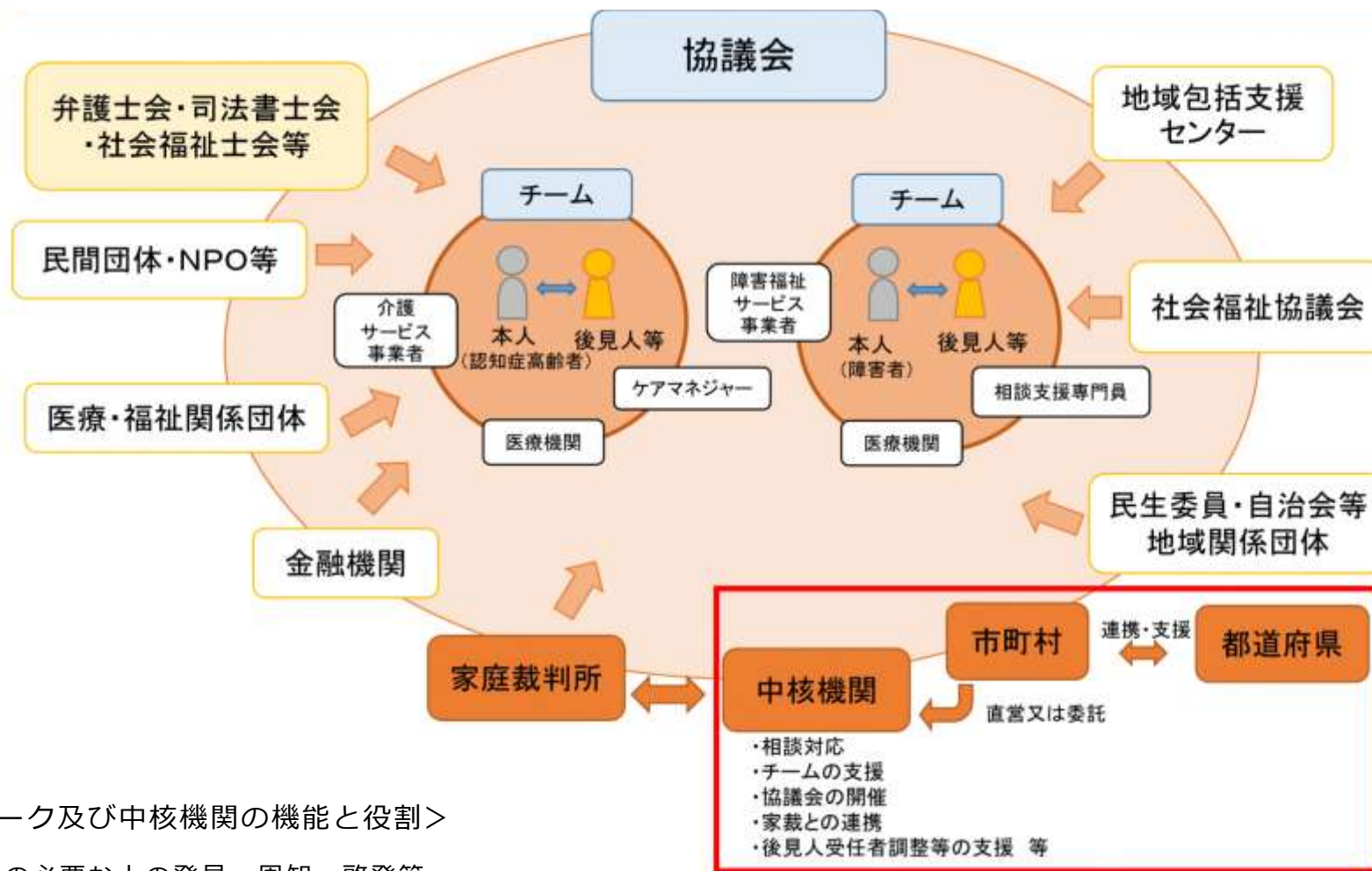
（1）利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- 財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- 適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- 診断書の在り方の検討（本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方を検討する）

（2）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- 権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- 後見人等を含めた「チーム」による本人の見守り（福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制）
- 「協議会」等によるチームの支援（福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み）
- 地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性

＜地域連携ネットワークのイメージ＞



＜地域連携ネットワーク及び中核機関の機能と役割＞

- ① 広報機能：権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等
- ② 相談機能：相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等
- ③ 利用促進機能：受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・活動の促進、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④ 後見人支援機能：チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

● 後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

- 任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める。
- 成年後見制度利用に係る費用助成について、各市町村において、国の補助制度の活用や、国が明らかにしている助成対象の取扱いを踏まえた対応を検討する。
- 市町村は国の計画を勘案して市町村計画の策定に努める。

(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割

- 市の役割：中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等
- 都の役割：広域の見地からの市町村の支援等
- 国の役割：財源を確保しつつ国の予算事業の積極的な活用を促す、先進的な取組例の紹介など

(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討

- 医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を、指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討する。

(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し

- 成年後見人等の権利に制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。

(8) 死後事務の範囲等

- 事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う。

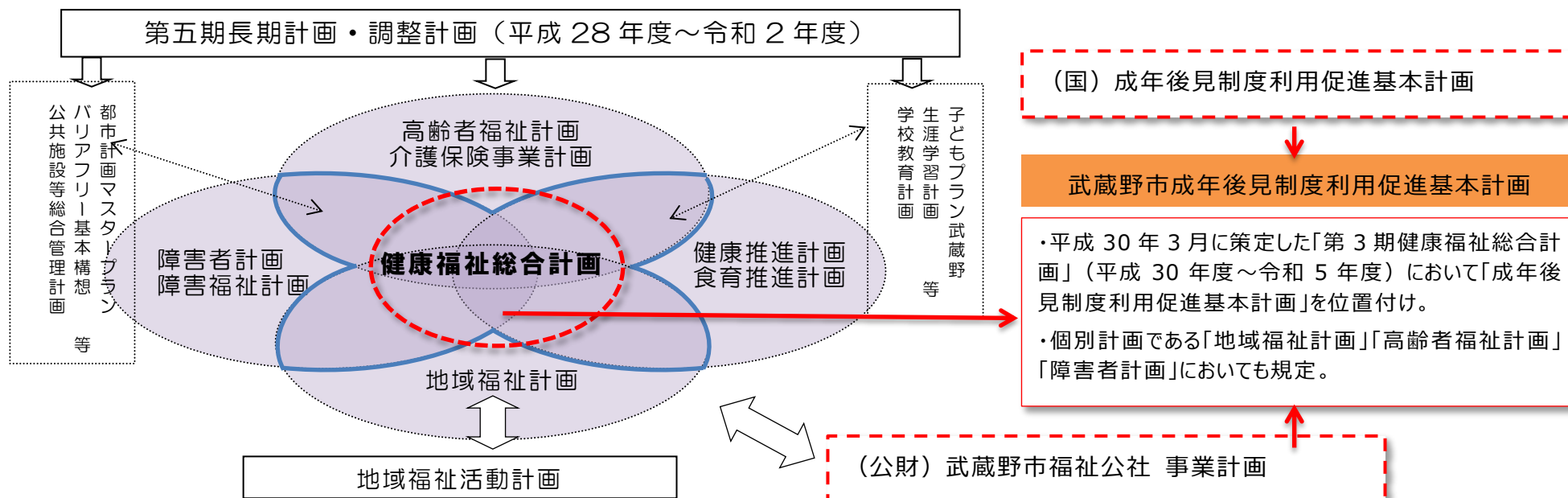
3 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画の策定に向けて

計画の位置づけ

・成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく市町村計画

- 市では、「第 3 期健康福祉総合計画 第 5 期地域福祉計画」（平成 30 年 3 月）において、「権利擁護事業・成年後見制度の利用促進」を掲げ、その中で「福祉公社など関係機関と連携し、『成年後見制度利用促進基本計画』策定に向けた検討」を行うこととしています。
- 成年後見制度については、市の財政援助団体である「公益財団法人 武蔵野市福祉公社」が市内の推進機関となっています。
- 福祉公社では、「30 年度事業計画」において「地域連携ネットワークの中核機関を担えるよう、積極的な取り組みを進め」としています。

<基本計画と関連計画のイメージ>

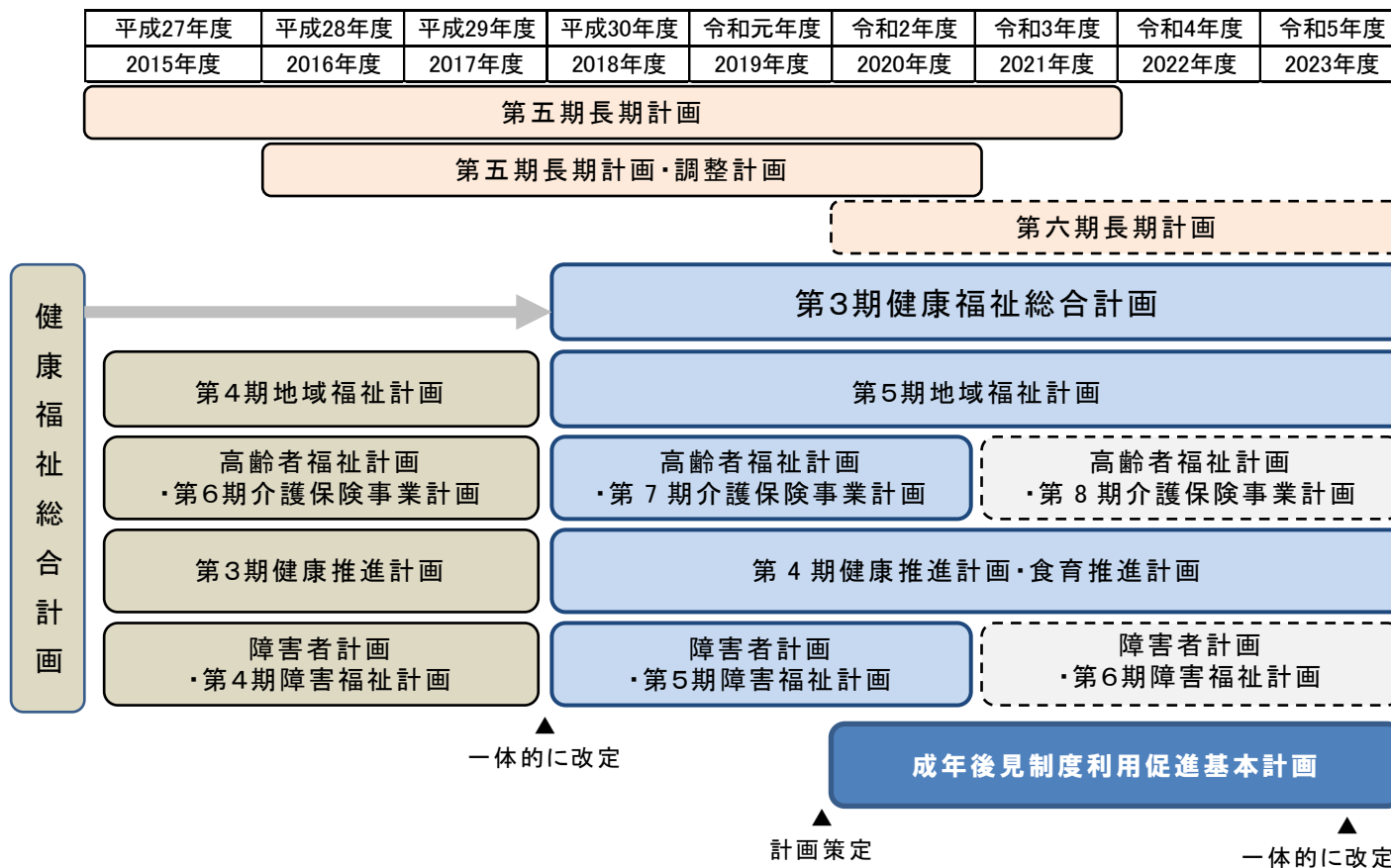


計画の期間

・令和2（2020）年度～令和5（2023）年度までの4年間（健康福祉総合計画の計画期間を考慮）

- 計画の期間は、「第3期健康福祉総合計画 第5期地域福祉計画」（平成30（2018）年度～令和（2023）5年度）を考慮し、令和2（2020）年度～令和5（2023）年度までの4年とします。
- 令和5（2023）年度において、健康福祉総合計画の見直しに合わせ、本計画も一体的に見直します。

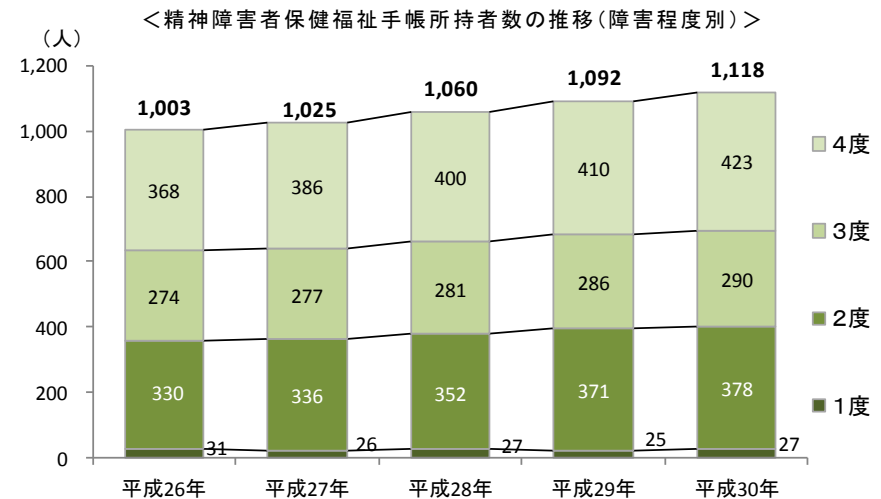
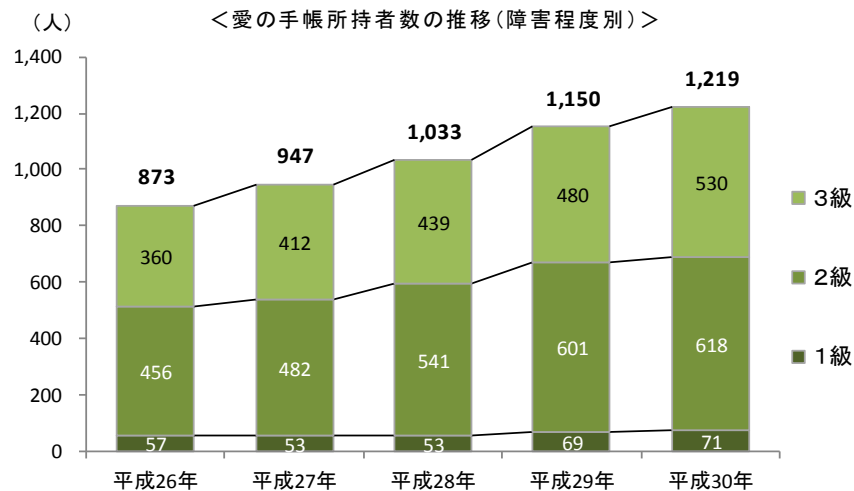
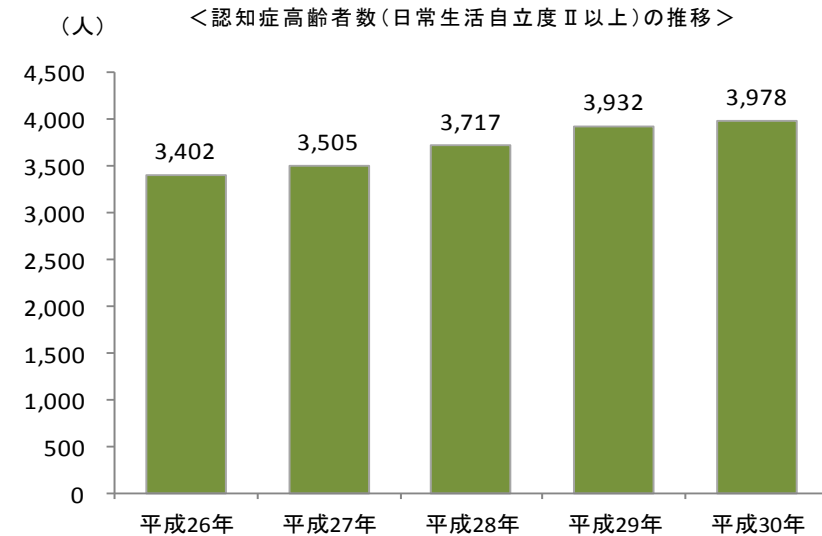
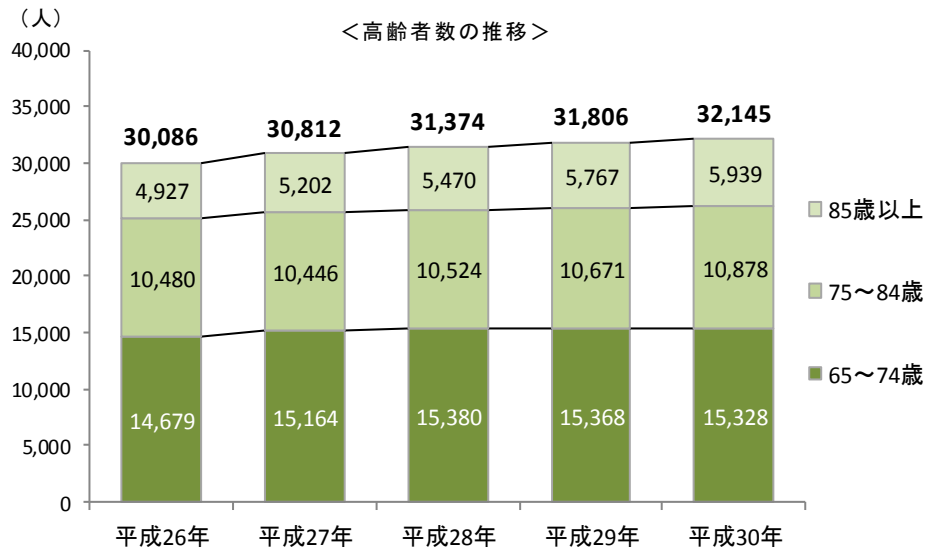
<関連計画と計画の期間>



武蔵野市の成年後見制度を取り巻く状況

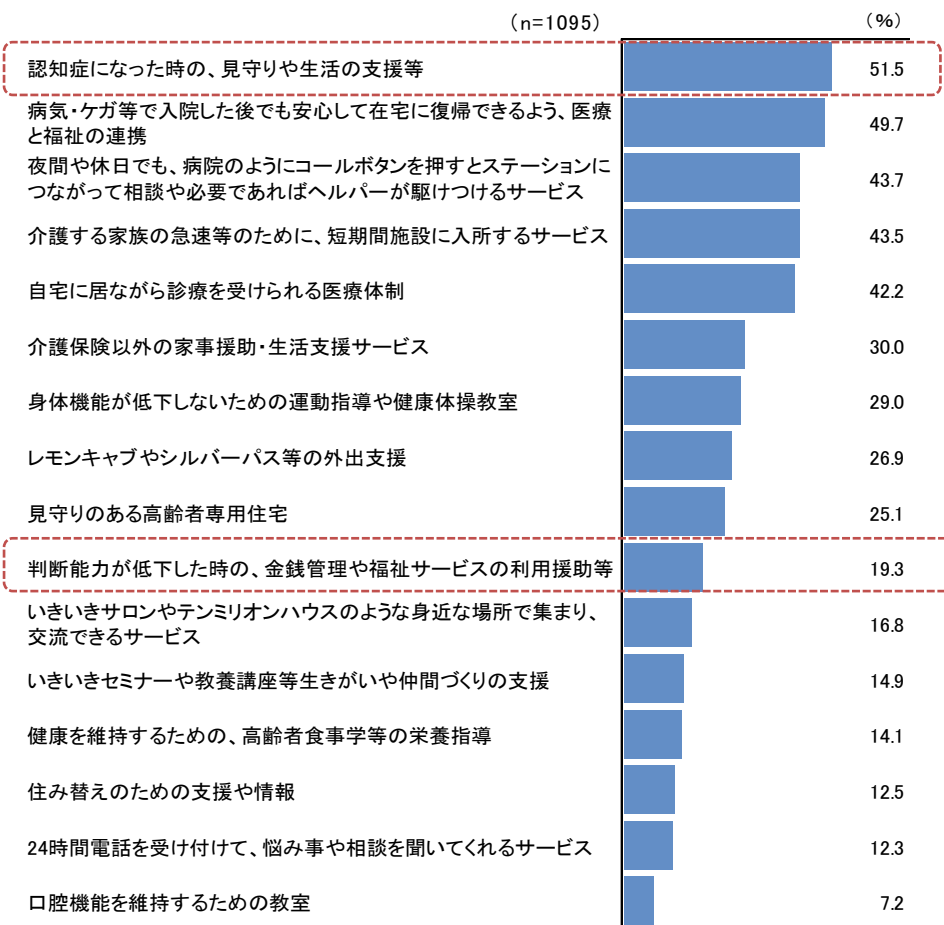
- 市の高齢者数は増加が続いており、平成30（2018）年には32,145人（総人口の22.1%）となっています。
- 認知症高齢者数（日常生活自立度Ⅱ以上）は、増加が続いており、平成30（2018）年には3,978人となっています。
- 知的障害者数、精神障害者数も増加傾向が続いています。

※各年4月1日現在、認知症高齢者数は各年7月1日現在

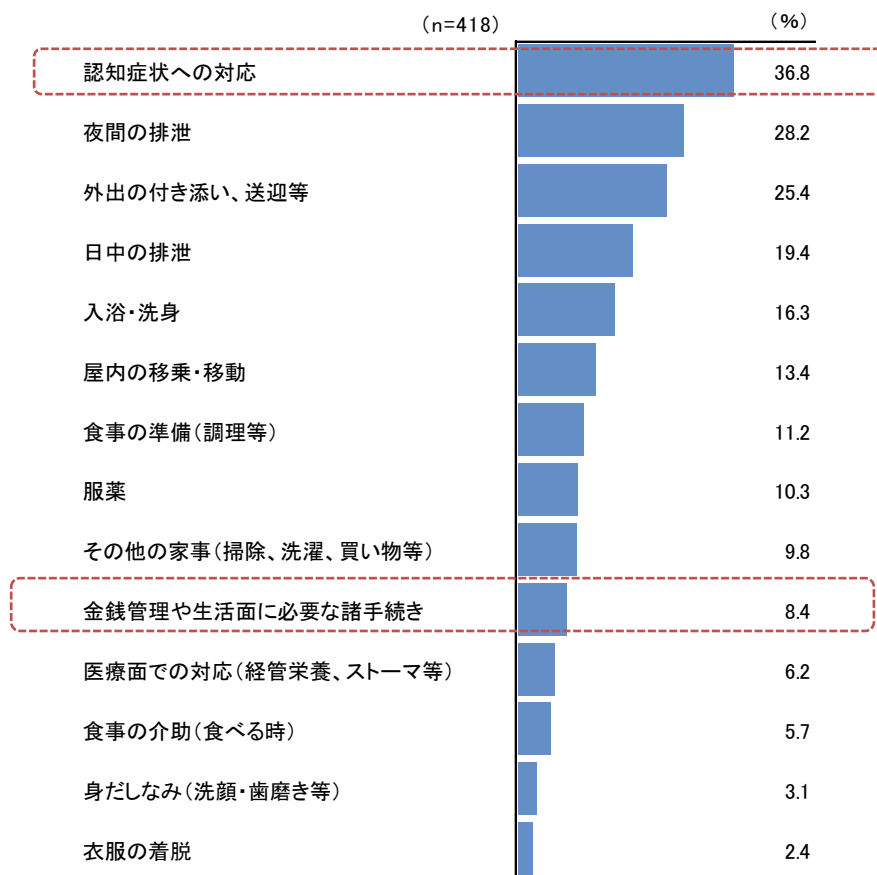


- 市で実施したアンケート調査の結果からは、高齢者施策において充実してほしい施策として認知症施策への支持が高く、「判断能力が低下した時の金銭管理や福祉サービスの利用援助等」への期待も20%近くとなっています。
- 要介護高齢者の主な介護者が不安に感じる介護については、「認知症状への対応」を挙げる意見が多く、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」に対する不安は8.4%となっています。

<充実してほしい高齢者に対する施策や支援(高齢者一般)(主なもの)>



<不安に感じる介護(家族等介護者)(主なもの)>



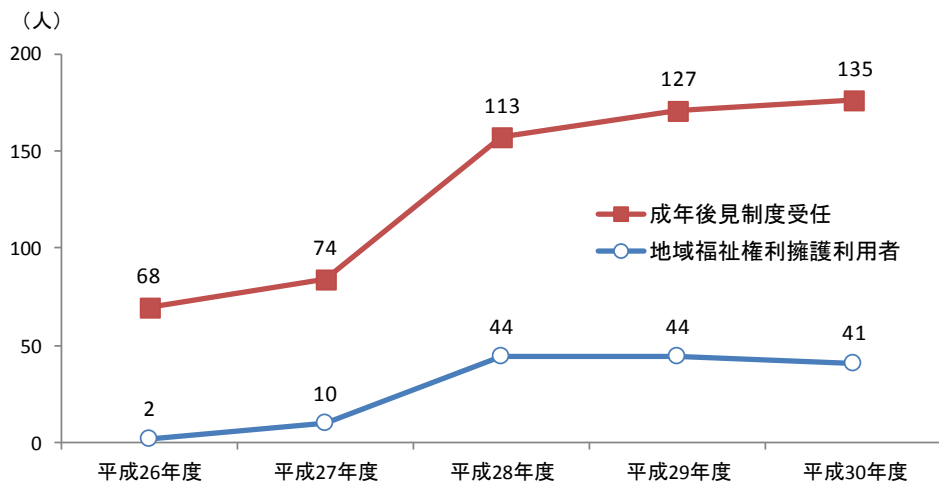
資料:「高齢者の介護予防・日常生活アンケート調査/要介護高齢者・家族等介護者実態調査報告書」武蔵野市 平成29年3月 (p38、p112より引用)

※「高齢者一般」には要支援1・2を含む。

※「家族等介護者」は要介護1から5の在宅の方で調査期間中に認定を受けた方の家族等介護者

- 成年後見制度については、公益財団法人武蔵野市福祉公社（以下「福祉公社」）が成年後見制度推進機関となって、相談と制度利用等の対応を行っています。
- 福祉公社の成年後見制度受任者数は平成 30 年度は 135 人となっています。なお、平成 28 年度は旧サービスの終了に伴う利用者移行により、後見制度、地域福祉権利擁護ともに利用者が急増しました。

<地域福祉権利擁護事業利用者数及び成年後見制度受任者数(福祉公社)>



<成年後見制度利用者数(福祉公社)>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新規	11	15	52	38	29
終結	9	9	13	24	21
年度末受任	68	74	113	127	135

<市民後見人の養成講習会受講者数及び登録者数の推移>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
養成研修受講者数	1	3	2	0	4
登録者数(年度内)	1	2	1	0	0

※平成 29 年度は資格者のフォローアップ研修のみで、新規募集はしていない。

- 市では、身寄りのない高齢者、障害者が成年後見申立てを必要とした場合、市長が申立て手続きを行う「成年後見市長申立て」、成年後見人、保佐人、補助人に対する報酬の支払いに要する費用の一部を助成する「成年後見人等報酬支払費用助成」を行っています。

<成年後見市長申立件数>

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数	7	6	7	9	4

※各年 4 月 1 日現在

<成年後見人等報酬支払費用助成>

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数	8	12	13
金額(円)	420,000	925,000	1,161,000

※費用助成は平成 28 年度から開始

※各年 4 月 1 日現在

資料：武蔵野市、武蔵野市福祉公社

【参考】東京都内における成年後見制度利用者数（平成 30 年 12 月末 東京家庭裁判所資料より）

<東京都市部における成年後見制度利用状況>

	市	人口	利用者計	人口1万対比
48	あきる野市	80,239	322	40.1
28	青梅市	134,627	510	37.9
39	福生市	58,069	192	33.1
36	東村山市	149,951	482	32.1
34	小平市	195,162	547	28.0
42	清瀬市	75,269	202	26.8
45	多摩市	147,712	385	26.1
44	武蔵村山市	71,708	185	25.8
32	町田市	434,034	1,114	25.7
38	国立市	74,925	186	24.8
26	武蔵野市	147,878	337	22.8
27	三鷹市	191,256	419	21.9
47	羽村市	54,962	120	21.8
40	狛江市	83,050	179	21.6
25	立川市	180,554	381	21.1
49	西東京市	203,960	422	20.7
43	東久留米市	116,426	239	20.5
24	八王子市	577,192	1,153	20.0
35	日野市	189,053	370	19.6
30	昭島市	111,873	208	18.6
31	調布市	237,939	433	18.2
41	東大和市	84,511	134	15.9
46	稲城市	90,895	142	15.6
33	小金井市	124,988	184	14.7
37	国分寺市	126,517	179	14.1
29	府中市	263,186	367	13.9
	市部計	4,205,936	9,392	22.3

<東京都成年後見制度利用者数>

区分	人口	合計	利用者数				人口1万人あたり
			後見	保佐	補助	任意	
武蔵野市	147,878	337	256	52	17	12	22.79
市部計	4,205,936	9,392	7,227	1,566	460	139	22.33
特別区計	9,569,121	16,058	12,399	2,512	786	361	16.78
東京都計	13,857,443	25,885	19,997	4,130	1,257	501	18.68
(参考) 全国	126,320,000	218,142	169,583	35,884	10,064	2611	17.27

<成年後見関係事件の申立件数>

成年後見関係事件の申立件数
(平成30年・武蔵野市)

82 件

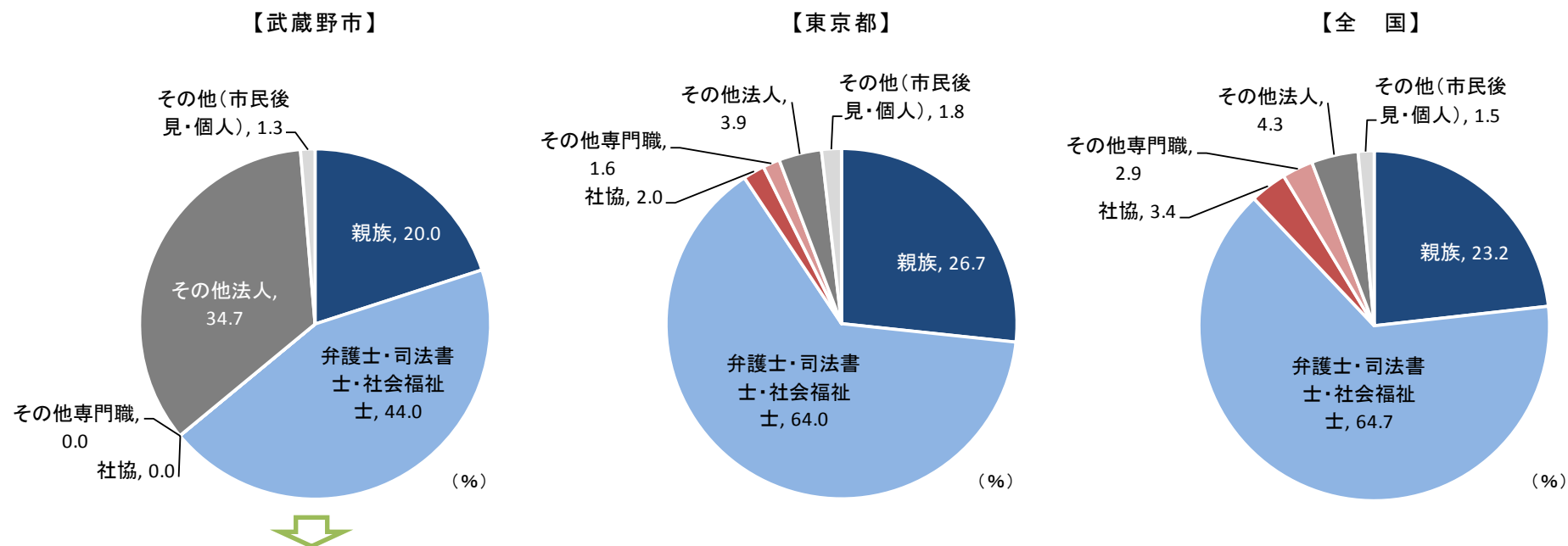
(後見開始 59 件 / 保佐開始 12 件 / 補助開始 5 件 / 任意後見監督人選任 6 件)

●武蔵野市の成年後見制度利用者数は、平成 30 (2018) 年 12 月末日現在 337 人、人口 1 万人に対して 22.8 人となっています。この値は、東京都計 (18.7 人)、市部計 (22.3) より多く、市部 26 市中 11 番目の水準となっています。

資料:「東京都の統計」-住民基本台帳による世帯と人口 平成 31 年 1 月 1 日
東京家庭裁判所「区市町村別成年後見制度の利用者数(東京都)」
最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況 -平成 30 年 1 月~12 月-」より作成
※東京都人口は平成 31 年 1 月 1 日現在、成年後見利用者数は平成 30 年 12 月 31 日現在
※全国人口は総務省統計局 平成 31 年 1 月 1 日現在の推計値
※利用者数は平成 30 年 6 月 8 日時点で東京家裁(立川支部を含む)が管理している本人数を本人の届け出時の住所地(住民票所在地)をもとに市区町村別に集計したもの。
※利用者計には後見 3 類型(後見・保佐・補助)のほか任意後見を含む。
※申立件数では、同一の本人に対して複数の申立てがなされている場合には、そのいずれも計上している。

●平成 30 年に開始された事案の成年後見人等と本人との関係をみると、武蔵野市では「弁護士・司法書士・社会福祉士」（44.0％）に次いで「その他法人」（＝福祉公社）が 34.7％と多くなっています。他の市区町村ではこのような傾向は見られず、東京都（3.9％）や全国（4.3％）と比べても際立った特徴を示しています。

＜成年後見人等と本人との関係（平成 30 年）＞



【武蔵野市 成年後見関係の内訳】

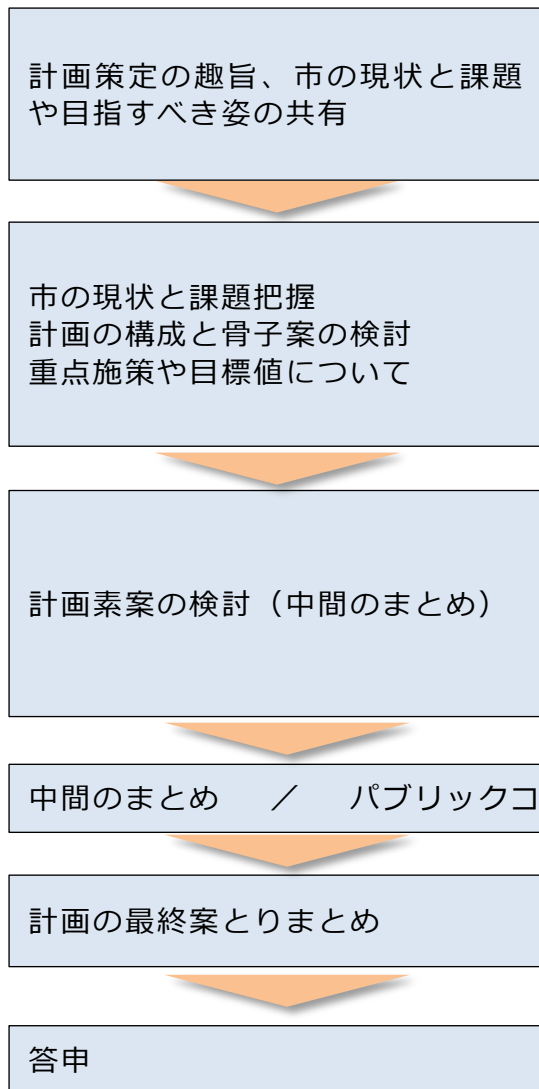
区分	親族	弁護士・司法書士・社会福祉士	社協	その他専門職	その他法人	その他(市民後見・個人)	合計
後見	14	26	0	0	17	1	58
保佐	1	4	0	0	8	0	13
補助	0	3	0	0	1	0	4
計	15	33	0	0	26	1	75

資料：東京家庭裁判所「区市町村別成年後見制度の利用者数（東京都）」
最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況 -平成 30 年 1 月～12 月-」より作成

※平成 30 年 1 月から 12 月までに後見開始、保佐開始及び補助開始事件で開始の審判がなされた事件を対象に、開始時に選任された後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」と本人との関係を類型別・区市町村別に集計したもの。
※開始時に選任された後見人等を基準として集計したものであり、本人の死亡等により管理が終了しているものも含まれている。また、開始後の後見人等の変動は反映されていない。
※「その他専門職」は税理士、行政書士、精神保健福祉士が含まれている。
※弁護士・司法書士・税理士及び行政書士の数値には、各法人をそれぞれ含んでいる。
※1 件の開始の審判にあたり、複数の後見人等が選任されている場合には、複数の「関係別」に計上している。

計画策定に向けたステップ

< 策定ステップ >



< 参考とする資料・検討すべき事項 >

- ・国基本計画の概要
 - ・計画策定にあたって
 - ・統計データ、施策実施状況
 - ・現状と課題
-
- ・現状と課題の整理
 - ・計画構成案、骨子案
 - ・重点施策について
 - ・目標値について
-
- ・計画素案
 - ・施策展開、重点施策、目標値について
 - ・計画の推進体制について
 - ・パブリックコメントについて
-
- ・パブリックコメント結果と委員会取り扱い方針
 - ・計画案最終調整

< 策定委員会開催イメージ >

